

第三十八回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会議録 第七号

昭和三十六年四月六日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事 齋藤 憲三君 理事中曾根康弘君

理事中村 幸八君 理事前田 正男君

理事岡 良一君 理事岡本 隆一君

理事原 茂君

有田 喜一君 佐々木義武君

西村 英一君 保科善四郎君

細田 吉藏君 石川 次夫君

小林 信一君 田中 武夫君

山口 鶴男君 内海 清君

出席國務大臣

國務 大臣 池田正之輔君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

総理府事務官 島村 武久君

官房長官

総理府事務官 原田 久君

官房長官

委員外の出席者

科学技術事務次 篠原 登君

官

総理府技官 前田 陽吉君

官

総理府技官 佐藤 松男君

官

委員河野正君辭任につき、その補欠

として小林信一君が議長の名で委

員に選任された。

四月六日

委員河野正君辭任につき、その補欠

として小林信一君が議長の名で委

員に選任された。

本日の會議に付した案件
新技術開発事業法案(内閣提出第
一二四号)

○山口委員長 これより會議を開きま
す。
新技術開発事業法案を議題とい
たします。質疑の通告がありますので、
順次これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 新技術開発事業法案
案につきましては、商工委員会との連
合審査等も開き、總理に出席を求め
て、いろいろと所管問題について伺
たのでありますが、私といたしまして
は、まだつきりしない点があります
ので、なお、設置法との関係につ
いて、法律的な意味において法制局長
官にお尋ねしたいと思ひます。

まず、科学技術庁設置法を見ました
ときに、三条あるいは四条の十二、あ
るいは八条の三号、こう見てみます
と、大体科学技術庁の仕事は、科学技
術行政事務の総合的調整、これが主た
る担当事務であつて、企業化というよ
うなものも前提とした、すなわち、企
業にするためにやる仕事、それは、す
なわち企業に続くわけでありませう。
そういうのは科学技術庁で行なえるかど
うかという点に、先ほど来申してお
るように疑問を持っております。設置
法との関係において、どういふ点から
科学技術庁でできるかという点を法
制局長官に伺ひたいのです。

○林(修)政府委員 これは、きわめて
形式的に申せば、従来、科学技術庁設
置法の第八條、振興局の事務の中に、
理化学研究所に關することが入つて
おつたわけでありませう。この理化学研
究所を二つに分けて、新技術開発事業
局を作るわけでありませう。今度の法案
の附則にも、この第八條の五号でござ
いますか、改正が入つてゐるわけであ
ります。同時に、この振興局の所掌事
務という点に於いてあるわけでありま
す。形式的に申せば、そういうことで
ございませうが、しかし、そういうのが
科学技術庁設置法全体の仕組の内容か
ら、はたしてにじみ出してくるかどう
かという点、あるいは他省の設置法
の方にむしろ入るべき点があるかどう
かという点の御疑問かと思ひます。こ
れは結局この第三條で「科学技術庁
は、科学技術の振興を図り」云々、「科
学技術に關する行政を総合的に推進す
る」云々と書いてあるわけでありま
す。これは、もちろん一つの大きな柱
は、今おっしゃつたような総合調整と
いうことでございませうが、しかし、同
時に、各省にまたがる事務について
は、ある範圍の実施事務と申します
か、たとえば、原子力とか航空技術等
については持つてゐるところもござい
ます。そういう点もございませうし、そ
れから、たとえば、この八條の振興局
の事務の中では「発明及び実用新案の
奨励並びにこれらの実施の推進に關
すること」というのが入つておしま
して、つまり、ある特定の省の仕事と
いうよりは、科学技術全般にわたるよ

うなものにつきましては、新技術開発
事業局がやる範圍の程度のことには、や
はり科学技術庁の所管にするのが最も
適當である。または第三條の任務、あ
るいは、従来、科学技術庁に入つてお
りましたいろいろな所掌事務とも矛盾
するものではない、かように考えるわ
けであります。

○田中(武)委員 八條第五號の「理化学
研究所に關すること」などはうたつ
てあります。従つて、今まで理化学
研究所は科学技術庁の所管であつた。
ところが、そのうちから開発部が獨
立して、いよいよ本式の仕事をやる
というか、そういうことで事業局がで
きたわけでありませう。だから、これは
理化学研究所に關する事項ということ
があるからということではなく、私は、
やはり第三條の基本的任務の上に立
つて考えるべきだと考えます。そうい
う中に、本法の第二條でいう「試
験研究の成果であつて、企業化されて
いないもの」これが新技術であり、そ
れを「企業の規模において実施する」
ということは、これは企業なんです。
そういうことを第三條で含んでおるか
どうか、事業法案第二條第二項との関
係はどうですか。

○林(修)政府委員 これは新技術開発
事業法案をお説きになればわかりませ
う。第一條の目的にも「新技術の
開発を効率的に行ない、及びその成果
を普及する」、それから今おっしゃ
いました「この法律において「開発」と

は、「云々」といふことがあるわけであ
ります。これは今おっしゃつたような
企業そのものではないわけであつたとい
ひ、ここにありますように「科学技
術に關する試験研究の成果を企業の規
模において実施する」ということであ
ります。つまり、企業の規模において
試験研究を開発のためにやつていくと
いうことであります。企業そのものと
は、もちろん違つてゐるわけでありま
す。要するに、試験研究を相當大きな規模
でやつていくという点であります。
で、普通のところにはまかしておいて
なかなかできないようなものを新技術
開発事業局でやつていくということ
であります。科学技術庁の任務と矛盾
するものではないと考へております。

○田中(武)委員 もちろん、私は、「企
業的規模において」ということを企
業そのものであると申しておりませ
ん。企業とは、もちろん、利潤追求の
ためのものなんです。そういうもの
であるとは言つていないが、「企業の規
模」ということは、その実質において
企業と同じようなことをやる、少なく
とも、利潤追求ということを除けば同
じことをやる。それを科学技術庁の
「行政を総合的に推進する」という中に
含むかどうか。私は、この事業局の所
管が科学技術庁ではないといふ言つ
ていない。やるならば、まず科学技術
庁設置法を改正して、開発までやれる
という意味のことをどこかにうたふ必
要があると思ひます。ところが、第
四條の十八には「発明及び実用新案の

奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進する」ということなっています。新案特許とか発明の実施化ということ、そして、次に、企業規模でいうことになるのです。だから、この十八でも、企業規模の範囲ではない、そうとは解釈できないと思います。

○林(修)政府委員 これは、現在の理化学研究所法をいかに改定するかと、同じく第二条には、この理化学研究所の目的から出てきた「開発」とは「云々」という定義がございまして。これは大体今度の新技術開発事業法と同じ言葉を使っております。従来も、理化学研究所においては、企業の規模における試験研究ということも当然やっておったわけでございます。そして、やはり理化学研究所の監督というものは科学技術庁に属せしめられておった。その点において、実は従来と変わるところはないと思っております。

それから、今おっしゃいませんでしたけれども、結局、それは似通ったことになるとは思います。要するに、企業の規模、いわゆる工業的な規模で試験研究あるいは開発をやっていくということでございます。つまり、実施と申しまして、それはやはり試験研究の実施でございます。それを相当大きなプラントでやっていくということだと思っております。そういう意味においては、やはり科学技術の総合的推進、あるいはその推進の結果を普及するといふ科学技術庁の本来の任務、その本来の任務に付加して、現在御承知のように、原子力とかその他多方面にわたる各省にまたがるものにつきまして、科学技術庁に実際の仕事もやらしておるわけでありまして。そういうこと

を総合的にやって私は矛盾するものではない、かように考えております。

○田中(武)委員 理化学研究所法と新技術開発事業法を見た場合、あなたのおっしゃる通りに、なるほど、その目的を二つに分けて、一方、理化学研究所に属していた開発の部分をごらんに持ってきている。条文の上では、まさにその通りです。しかし、今まで理化学研究所が技術庁に属しておったから、開発もすべてやるのだというところは、私は、先日言っておる通りに、過去のいきさつによつてやるということになります。これは名前が示しておる通りに事業なんです。科学技術庁というものは、事業をやるべきところじゃない、そう思っております。法律の名前が「事業」になっておる。

○林(修)政府委員 これは事業法という名前を使っておりますので、もちろん、一種の事業としてやるわけでございますが、もちろん、科学技術庁自身がやるわけじゃないわけで、その監督下に、ある一つの特殊の法人を作つて、そこがやる、そこでやる仕事はどこの監督するに最もふさわしいかといへば、現在の行政組織の上でいへば科学技術庁が最もふさわしい、かように考えておるわけでございます。

○田中(武)委員 だから、何も科学技術庁が事業をやれというのじゃない。この事業法が事業をやるのです。それを監督し管理するのが技術庁です。しかし、これからいへば、科学技術庁が事業を監督することになる。事業というようにどこまで科学技術庁がやるべきかどうかということなんです。それが三条から出てくるかということなんです。だから、そうおっしゃるな

ら、はっきりと、この前に科学技術庁設置法を改正しないよ。改正してかからなら、僕は文句言わない。

○林(修)政府委員 この点は、従来からのことになりましたが、今の理化学研究所に属すること、実は、この科学技術庁設置法の振興局の仕事に入れたおるわけでございます。それから、現在の理化学研究所の仕事——試験研究の仕事でございますが、それが今度の事業法になりまして、これは事業法という名前ではございませうけれども、普通の企業を行なう事業法とはよほど性格が違ひ、要するに、企業がやることとが困難な新技術の開発を企業の規模で実施するということでございます。特殊法人の名称として事業法という名称は使っておりますが、これをもちつて直ちにいわゆる企業の色彩を持つていくということにはならないと思っております。つまり、そういう開発的な仕事をやるわけでございます。この新技術の開発は、もちろん、鉱工業に限りませんで、いろいろなものも入るわけでございますが、結局、それを各省に分属させるのはおかしい、科学技術庁が総合的に見ていくのが一番適当である、現在でも理化学研究所の仕事がこの三条から当然読めるとわれわれ考えて、先ほど申しました発明の奨励及び実施の推進ということもありましたし、ある程度の、各省にまたがるようないろいろな実施事務と申しますかどうか、言葉の問題だと思ひますが、実施的なことが入つても、この三条の任務と矛盾するものではない、私は、かように考えておるわけなんです。

○田中(武)委員 何回も申し上げておる通りに、理化学研究所が今まで所管であつたからということでは、私は納得しないのです。これは過去のいきさつによつてこうなつておるといふことは、提案のときにも言われておる。そのことについて言つておるのじゃない。従つて、八条五号は理由にならないのです。私の言つておるのとは、それなら、三条に、開発までいけるということをはつきりとわかるようにしなさい。これで開発までいけるということができますか。

なお、おっしゃる通りに、これは何も通産省だけのものじゃない、鉱工業技術だけじゃないことはよくわかつております。従つて、私は、通産省だけにせよとは言つてない。事業所管官庁がやるべきじゃないか。たとえば、二十八条三号に「新技術の開発について企業等にあつせんすること」となつておる。こういう企業を管轄するのは事業所管官庁なんです。その企業にあつせんをするのですから、二重手間する必要はないのです。総理が科学技術庁に一応委任し、それから実際にまたそれぞれの事業所管官庁の方に移つていくというようにすることをやる必要はないのです。それとも、やるならやるといい、はつきりとわかるような設置法改正が望ましい、こう言つておる。

第三条からは、あなたがむずかしい理屈をこねたつて、絶対出てこない確信を私は持つております。もし、あなたがそうおっしゃるなら、第三条についてどう解釈するかということ、専門の学者数名にここに來てもらつて意見を聞きたいと思ひます。

○林(修)政府委員 これは意見の相違になるかと思ひますが、結局、この第三条の読み方でございまして。これはい

わゆる総合調整的な行政のみと解釈する必要はないと思ひます。従来、科学技術庁設置法の各局の仕事、これを総合的に言い表わすものとして、第三条に包括的な大きな任務を与えておるわけでありまして。もちろん、仕事の主力は総合調整事務であるべきであります。各省に分属させるに適しないある範囲のことは、やはり科学技術庁がやるという建前できておるわけでありまして、私たちは、必ずしもこの三条を改正する必要はないと思つておるわけでありまして。

それから、今お話し、企業に実施を委託する場合には、企業に実施は、これは御案内のことと思つてございまして、三十条では、総理大臣が認可をする場合には、各主管大臣と協議をするということになっておりました。各主管省との連絡は十分つてあります。

○田中(武)委員 協議で、そこが二重手間だと言つておるのです。それから、第三条は、法制局長何とおっしゃることも、科学技術庁の主たる任務は、科学技術行政を総合的に調整し推進する、そういうことだと思つておる。これは、少なくとも、名前からして事業であり、やることは経済的規模においてやる、絶対に私は三条から出てこないと思つて、これは私とあなたの見解の相違ですから、繰り返してこれ以上質問いたしません。が、納得いたしません。従つて、委員長に希望いたしますが、公法学者を二、三名当委員会に呼んでいただきまして、そのことについての意見を聞いて上で処理していただきたいと思ひま

す。これについての私の質問は、これで終わります。

○山口委員長 それでは、あとで理事会に諮りまして善処いたします。

○田中(武)委員 それでは、私の希望につきましましては、委員長は後日理事会に諮って処理していただきたいと思ひます。

引き続き、今度は鉱工業技術研究組合法案で見解をお伺いしたいと思ひます。

私は、こういう法案こそ、むしろ科学技術庁でやるべきではないかという考え方でございます。これは第一條の目的のところ、鉱工業の生産技術の向上」と書いてある。これははずしまして、「これに関する試験研究を協同して行なうために」、これが目的なんです。事業の第一番は「試験研究を実施し、及びその成果を管理する」というのが事業なんです。これを、あえて鉱工業技術と上に書いたのは、これも、先ほどあなたが、理化学研究所が技術庁に属しておったから、この新技術開発事業団は技術庁に属するのだというのと同じように、工業技術院は通産省に属しておった、今まで世話しておったから通産省に属し込んだという過去の因縁だけしかないので。それを、鉱工業技術と書かなければという論議が必ず起こってくるということで、鉱工業技術と書くことによって、それに限定することによって通産省に置いておこうという考え方だと思ふのです。

従つて、これこそ、むしろ鉱工業技術ということをはずして、広く各分野にわたる研究協同組合を作らすということによって、これは科学技術庁が所管しなければいかぬ、こう考えるのであります。

りますが、いかがでございますでしょうか。

○林(修)政府委員 別に、鉱工業に限ったことについては是非は法律問題ではないわけで、実は、政策問題であります。これは必ずしも工業技術院が主体となるためにそれをやったというところにお考えになる必要はないのじやないかと思ふのであります。さしたる、最もこういうことを必要とする都府が鉱工業技術の關係だということから、なるべくおろすものと思ひます。それから、なるほど、鉱工業技術研究組合は、一つの試験研究を主体としてやるものでございましてけれども、この法案をこらにならばおわかりになりますように、鉱工業者が協同してやるわけでありまして、その事業者がやる關係で、事業者が個々に——個々と申しまして、幾つかの鉱工業研究組合がござるわけでありまして。これは、結局、そういう意味では事業所管大臣の方に所管させる方が適當であるが、これは必ずしも通産省のみではございせん。十七條で、主務大臣は、原則は通産省が多いわけでございますから通産省になつておりますけれども、ただし書きで、各鉱工業の中でも、たとえば農林、厚生あるいは運輸というところに関係するものは、それぞれの所管大臣になるというところを書いてあるわけでございます。やはり、これは事業者がやるというところを目をつけまして、これは各省に所管させるのが一番適當である、かように考えたわけでございます。

○田中(武)委員 法制局長官、あなたは、さっきからの答で矛盾しておることは思ひませんか。この研究組合法、これは事業者がやるから事業所管省だ

とあなたは言つておるのです。先ほどからあなたが言つておる科学技術庁設置法の意義は、むしろこっちがやることの目的と合つておるのです。新技術開発事業団の委託を受けてやるのは事業所管省だというなら、新技術開発事業所管省だ、それなら、新技術開発事業所管省だ、これは矛盾がござる。

○林(修)政府委員 別に矛盾はしてないと思ひます。この事業団の方には、なるほど事業団という名称は置いておきまされども……

○田中(武)委員 企業がやる、これも企業に委託してやるのだ。

○林(修)政府委員 企業に委託する場合は、さっきもお話しした三十條で、企業に委託する場合は、三十條で総理大臣の認可を受けるようになっておられます。各事業所管大臣に協議をする、各所管庁の立場は十分尊重してあるわけでありまして。そういう段階に入るものについては、主務省との關係をつけてあるわけでありまして。しかし、事業団自身が自分で、いわゆる試験研究の企業規模の開発をやるといふことにつきましては、これは別に各省との關係はなく、科学技術庁が一貫的に所管しておるのがよいのではな

いか、これは各省にまたがりまして、しかも、事業団が一つでやるわけでありまして。事業団で一括してやつていくのを各省がそれぞれに監督するといふのは、これはやはりおかしいわけでございます。従来、科学技術庁で、たとえば航空機の研究とか、あるいは金属材料の研究とか、あるいは原子力の研究とか、あるいは原子力の研究とか、これは事業からいへば各省にまた

がります。しかし、これを一括して科学技術庁に持つていっておるのと同じ理屈もここに働いてくるというわけでございます。

○田中(武)委員 あなたは、鉱工業技術研究組合法で、この研究は事業者がやるのだから事業所管省でいくのがいいのだ、こうおっしゃつた。そして、こちらの新技術開発事業団、これも、一つはこの事業団自体が事業をやるのです。同時に、企業に委託をしてやるのです。企業がやるのだから事業所管省だ、それなら、これを受けるのは、やはり企業に事業を委託するわけです。同時に、この事業団自体が経済的規模においてやるという事業な

のです。私が言つておるのは、事業が技術庁にできるのかということ、むしろ、研究の成果を普及するといひますか、管理する、こういうことは研究の範疇に入る、従つて、これこそ科学技術庁がやるべきだ、こう言つておる。しかし、あなたの答はだいたい食い違つております。あなた自体、あとから會議録を読めばよくわかると思ひます。あなたの言われておることに矛盾がござります。従つて、あなたの討論をやつてみても、その点は平行線だと思ふ。これも、先ほど申しましたように、學者に來てもらつて、兩方つき合ひして一つ質問をし、了解する、こういうところまで持つていきたいと思ひます。私は、もうこれ以上法制局長官とつまらぬ平行線の議論をやつておつても仕方がないと思ひますので、終わります。しかし、先ほど私が希望いたしました専門の公法學者を呼んで來てもらつて、この点について、特に科学技術庁設置法第三條の意義はどう

であるか、こういうことについて權威者の意見を聞きたい。別に、私は法制局長官は權威者でないとは言ひませんが、我田引水の議論を吐く人だけの意見を聞くわけにはいきません。中立的な立場にある公法學者の權威者を呼んでいただきたい、こういうことを希望しておきます。

○林(修)政府委員 ただいま、私の先ほどから申し上げたことに矛盾がある、私は、全然矛盾はしてないつもりでございます。

それから、この新技術開発事業団、これは、まさに試験研究の開発、これが自身が事業団の業務の目的でございます。その意味においては、鉱工業技術研究組合とはだいぶ違つておる。鉱工業技術研究組合は、まさに各企業が自分々々で事業をやるかたわら試験研究をやつておるわけでございます。それが、それは単独でなかなかやれないものが共同してやるということでございます。従つて、事業者が主体となつておる。こういう点で、よほど仕事のあれが違つていくのが適當である。新技術開発事業団は、先ほど申しましたように、試験研究というものが主体なんですから、試験研究といたしまして、これは科学技術庁の所管がよいと思ひます。これは科学技術庁の所管がよいと思ひます。これは科学技術庁の所管がよいと思ひます。これは科学技術庁の所管がよいと思ひます。

○田中(武)委員 私は、あなたとやら

ないが、あなたがそう言うなら、言わなければならぬ。事業者がやるのだから事業所管省だといふのです。事業団がやることは事業なんだよ。あれは

事業者に委託するのですよ。そこに矛盾があると言っているのです。

○山口委員長 齋藤憲三君。

○藥藤(憲)委員 念のために、私は、

当局の御意向を承つておきたいと思うのでありますが、いやくも科学技術

重大な機能であると思うのであります
が、この点に關して、どなたでもけっ
こうですが、御答弁を願いたいと思
うのであります。

○原田（久）政府委員　ただいまの御質問に關しましてお答え申し上げます。

科学技術を振興していきまします目的は、科学技術庁設置法第三条にあります。

す通り、国民経済の向上といいますが、発展に寄与する、そのための方法としまして、設置法ではいろいろな権

限が付与されている。その権限の中には、関係行政機関の事務の調整をやる

というような任務もありますれば、また、特に研究機関を設けまして、たとえば、原子力関係も推進いたしま

す。それから、航空技術、あるいは金属材料、放射線医学研究所等を設けま

して、研究を総合的に推進する角度から、科学技術庁としてはこういうこともやっております。それから「発明及

ひ実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。」これは

主として特許あるいは実用新案等をとりました発明者が、資金的な点で発明

をものにして国家社会に寄与させることができないことに対して、助成

金を交付いたしまして実用化に持つていくというようなこともいたしておる

のであります。

以上のような次第であります。

○廣藤(憲)委員 新技術開発事業団の目的は「新技術の開発を効率的に行な

い、及びその成果を普及することを目的とする。」私は、新技術の開発とい

うことは、その成果ということでもつて、だいぶ法律の考え方というものが

明らかに becoming のではないか、こ
う思うのでありますが、ここに書いて

ありますところの新技術の開発というものと、次の第二条の二項において

「この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業的

規模において実施することにより、これを企業としうるようにすることをい

る。」ですから、ここで言っている開
発というものは、試験研究の成果とい

うものが前提となるわけでありすが、この試験研究の成果というもの

は、ここで言っている考え方は、特許あるいは実用新案ということを前提と

しておるのですか。このいわゆる試験研究の成果というものは、何々をもつ

て成果と言っておるかということ
す。

○原田(久)政府委員 御承知のように、わが国では非常に研究活動が旺盛

でございます。特許の面におきましては非常にたくさんの特許が出願され

ております。最近におきましては、世界でも一番多い特許出願件数を保持す

るに至っておきまして、年間十万件程度の特許あるいは実用新案案件が出願

されております。それから、研究論文等におきましても、学術的な論文は非

常にかくさん出ておりまして、世界的にもわが国の學術が優秀であるという

ことがいわれております。しかし、その研究成果というものについて、実際

世の中に裨益しているものはどうかといふことになりますと、数多い特許の

中でも、実際に立つというものはき
わめて少ないということがいわれてお

ります。それから、そういふふうに非常にたくさん特許がありながら、外国

から導入いたします技術は、毎年金額にして百五十億、あるいは百六十億な

いしは二百億というような数字に上つ

方からいたしますと、今日日本では、先ほど局長の説明がありました通りに、外国に支払うところのペテント料、そのうちのものを合算すると、すでに二百億円に達せんとしておる。それで、日本の発明と生産体制との間を連絡する、いわゆる中間工業試験というものが非常に多く出ている、そういうものを国家の力によってなるべく充実にせしめようというところにこの法案のねらいがあらわ、これは長年の間、科学技術の総合態勢推進の上から、これは必要であると考えたことを今ここでやろうとするのであって、これは、私は、別段科学技術庁が他の省の所掌事務であるところの企業を行なうというのではなく、ただ企業に移すべき段階をやるのであって、そこに、今までの質疑応答の中に紛糾を来たしておるような考え方の相違が私は生まれてきているのではないかと思う。ですから、その成果であるとか、開発であるとか、企業であるとかいうような、いろいろな言葉を使っているし、また、新技術開発事業団というように、これは事業団という名前をどうしてもつけなければいけないというので、こういう名前をつけただけであって、私は、これは決して名は体を表わしておるものではないと思う。今、長官は、発明というものに限らない、もちろん限らないでありまして、主として研究の成果というものを生産体制に持っていくには、どうしても危険負担をして、そこに中間工業試験をやらなければならぬという段階がある。これは日本ではなかなかやりきれないで、外国からほとんどおくれをとっているから、これは国家の力でやっつけてやろうというのがこの法案のねらいであって、どう考えても、総合的な、農業も含める、漁業も含める、あるいは厚生省に関係のあるもの、それから運輸省に関係のあるもの、あらゆる科学技術の総合的な立場において、その研究の成果について中間工業試験をやろうというのでありますから、こういうのが、もし科学技術庁の所掌事務から越権行為であるとして取り去られてしまったら、科学技術庁はでくの坊みたいなもので、何もできないということになってしまふのではないかと思ひます。この点は御答弁を必要といたしますが、こういうような問題が起きてきて、科学技術庁のいふ検査が熱心に加えられておる、こういうことをチャンスとして、科学技術庁においてもきざんたる所掌事務のあり方というものを確立していただきたる、将来あまりそういうような紛糾を来さないように、こういうときに、有力な大臣である長官が閣議においてびしびしやっつけて、はっきりその線を確立しておいていただきたる、かようにお願いして、私の質問を終わる次第であります。

○山口委員長 岡良一君。

○岡委員 この事業団の提案理由の中に、昭和二十五年から最近までの間に、外国に支払った技術料が約一千億、日本の受け取りが十億にも満たないというところが、事業団を必要とする大きな理由として掲げられております。そこで、問題は、外国技術の導入を今日までのように認めておいていいのかどうかという問題があるわけなんです。この点について、何らか具体的な

対策を持っておられるのか、長官にお伺いしたい。

○池田(正)国務大臣 これは大へんむずかしい、また、内容の複雑な問題でございまして、現在の段階では、全体としてはやむを得ないのではないかと、中には、若干規制して、国内の開発の助長をはからなければならぬといふようなことも、そろそろ考えていく段階に入ってきているのではないかと、かように考えております。

○岡委員 通産省の方の御出席を願っているわけなんです、たとえば、ポリエチレンの原価計算を見ると、原料費が五〇%、金料が約一〇%、その他加工費が約三二%、しかも、ロイヤルティは八%、こういうようなことで、このままではいいのだという形、やむを得ないというところで放置しておったのでは、いよいよ貿易が自由化になり、自由貿易というものは、ある意味において技術競争だと思ふのですが、この大きなロイヤルティをそのまましよい込んで、しかも、ミニマム・ペイメントというような過酷な条件を受け入れられておるということになれば、私は、とても自由貿易に太刀打ちはできないと思ふ。だから、これはやむを得ないというところでは科学技術局長官は相済みまいと思ふ。やはり事業団を提案される以上は、今日までの放任された外来技術の導入については、相当これを規制すべき具体的な方法があつてしかるべきではないかと思ふ。この点、もう少しすっきりしたお考えを承りたい。

○池田(正)国務大臣 考え方としては、今、岡委員が御指摘になった通りだと思ひます。ただ、その場合、いわゆるケース・バイ・ケースと申します、物によつては十分に所管省ともお互いに検討した上で、それぞれ今後処置していくべき段階に入つたのだ、こう思つております。

○岡委員 この外来技術の導入を認められる機関としては外資審議会があるわけですが、外資審議会へは、ここにお見えの藤原次官が御出ましのように聞いておりますが、科学技術庁としては、外資審議会に導入の許可の申請があつたものについてはどのように取り扱つておられますか。

○原田(久)政府委員 外資審議会の申請につきましても、生産を担当しておる官庁がまず審査をいたします。その角度は、需給関係等を主体といたしまして審査をいたします。それから科学技術庁といたしましては、技術的な角度から、すでにわが国で開発されているような技術があれば、そういうものはあえて導入する必要はないであらうというふうな観点からも審査をいたします。そして、各省間に連絡機構がございまして、各省の課長クラスを網羅します幹事会がございまして、そこで原案を作成いたします。その作成された原案を外資審議会に提出いたします。御審議を願ひ、その段階におきまして、科学技術庁からは科学技術庁事務次官が御出席になっております。今までの実績で申し上げますと、科学技術庁で審査いたしました段階におきましては、技術の角度から十分調べますが、その間、包括的に、技術を導入するといふ段階の中にいろいろな品目が幾つ

か含まれておりました、その品目に該当するものにつきましては、十分検討いたしました。この品目は、すでにわが国にある技術であるというふうなもの、は、みんな落とさざるやうにいたしておきます。それからロイヤリティ、その他条件につきましても、不当に高いというふうなものにつきましても、これは商社間の交渉になりますが、ネゴシエーションをさせまして、妥協な線に持つていくやうに誘導しております。

なお、申しおくれしましたけれども、科学技術庁の中では、化学、電気、機械、金属の分野につきましては、参与して、各申請のありました件につきましても、技術的な点で御意見を拝聴した上で、科学技術庁としての意見をまとめるやうにいたしております。

○岡委員 それでは、これまで外資審議会に許可を申請された、今おっしゃった化学あるいは機械、電気その他の分野のもので、科学技術庁の発言でこれが却下されておるというふうなものはどれくらいあるのですか。

○原田(久)政府委員 完全にその申請が却下されたという件数は、数は少のうございまして、先刻御説明しましたやうに、品目だとか、条件交渉というやうな角度で、ある程度審査した意見を反映しておるやうな状況でございまして、おおむね主務官庁、担当します官庁が条件交渉の責任をとつて、商社との間の指導をやっております。

○岡委員 大臣、今御答弁があつたやうなわけで、まあ、あまり科学技術庁の意向というものは外来技術の導入には反映しておらないように思ふので

す。私は、戦争中の空白、立ちおくれを克服するためには、産業政策として、外来技術を迎えるという政策も余儀ない時代があったと思う。しかし、今日となった場合は、単なる経済政策、産業政策という見地ではなく、日本における国産技術の確立という観点から、外来技術の今日までのような放任的な導入に対しては、よほどコントロールをすることが必要ではないか。大臣は各省庁に対する勧告権を持つておられる。科学技術の振興という立場からは、やはり産業政策という立場に重点を置いての外来技術導入について大臣としての御発言は非常な重みを持ち得るわけです。そういう意味でどう対処されるか。もう少し責任のある、はっきりした御答弁を願いたいと思います。

○池田(正)国務大臣 お述べのように、これは国内の技術開発、あるいは技術の振興という面も考えなければならぬし、それから、広く経済的な立場、さらにはまた、日本の貿易上のいわゆるドル防衛といいますが、貿易上の立場等、いろいろな面から、広い視野に立って考究しなければならぬものであることは申すまでもありません。仰せのごとく、今日になってきますと、もうある種のものはこれを規制しなければならぬというような問題も起こってきておるはずなんです。それを今局長から申し上げたように、物によつては、必ずしもこれは単一産業ではないので、たとえば飛行機なら飛行機でいいにしても、自動車なら自動車で申しまして、それぞれの部品なりいろいろなものがあるわけで、そのうちどれはいかぬ、どれはいいというよ

うな問題も、こまかくなりますけれども、そういうふうないろいろな問題が複雑になってきますので、今簡単に、ここで私からそれがいい、あれが悪いというふうなことは申し上げにくいのですが、ただ考え方としては、あなたが今御心配なさっているように、いろいろな角度から考えて、十分検討して、そろそろ規制することがいいのじゃないか、そういう考え方で進めたい、こういうことを申し上げておきます。

○岡委員 実は、ここで具体的に事例について科学技術庁としての態度をお聞きしたいと思っておたのですが、ポリプロピレンの問題です。ポリプロピレンについては、昨年の暮れ近くに三菱化成、住友化学、三井化学がイタリヤのモンテカティニとの間に技術提携をいたしました。そのほか新日本窒素がアメリカのアビサンと技術提携をしたように聞いておる。ところが、モンテカティニとしては、ポリプロピレンについては、アビサンとの間に、アビサンが特許権の侵害ではないかというところで問題を起こしておるというふうに聞いておる。ところが、この事例でも頭金が約十億、これも伝えられるところによれば、日本の各社がモンテカティニ参りをやったために、いわば足元を見られて、法外に高い頭金を支払うことになったというふうにも聞いておる。しかもロイヤリティは十五カ年間に六割。特にこれはお聞きしたいと思うのだが、輸出市場についてもおそらく制限を受けておると私は思う。そういうものが、とにかく技術導入ができて、きのうあたりの新聞を見ると、ポリプロピレンの生産

について化纖各社が非常な競争をやつておる。そこで化纖は供給過多というか、過剰生産の傾向もあるからこれを押えようというところで、来年の秋おそろに工場が稼働できるというふうな方では、三井と住友と三菱と新日本窒素だけを一応認めようではないか。あとは、その条件が満たされるところがあれば追加していくんだという方針のようでありまして、ところがこのポリプロピレンについては、日本の民間の企業の中で九分通りまで製造をし得る研究ができておたというのを私は聞いておる。そろそろ見れば、何のためにミラノ参りをしなければならぬか。いわばそういう情勢を特に見きわめて、そろそろロイヤリティや法外な頭金を支払わないでも、日本の民間企業の研究室でも、もう九分までできておるかどうか、できておるなら、これを育てるという方向にいくのが国産技術の確立の方針であり、日本の科学技術振興の方針である。そういう方針が、またこの事業団となって生まれておると思う。ところが、全然野放しになつておる。だから、そろそろ規制をしなければならぬとすれば、具体的にどう規制するか。たとえば、外国の技術が、情報としてこういう技術があるということが伝えられた場合、日本の民間企業の研究の中で、こういう同じ方向に向かつての技術研究があるのかないのか、あればどこまでできておるか、こういう実態を把握しないと、外国の特許によつて全部さらわれてしまふ。こういう点について、科学技術庁としては、もっと具体的な国家対策があつていいのじゃないか。ただそろそ

ろ規制をしなければならぬというだけでは、やはりポリプロピレンの例が、第二、第三のポリプロピレンとなつて僕は出てくると思う。しかも、こういう技術導入とともに、大きな資本の要るプラントの輸入がまた伴われてくるということが起こる。そうして、今問題となつておる設備過剰というふうな、投資の過剰というふうな問題が技術導入で拍車されてくる。だから、私は、技術導入というものをコントロールするということは、そういう意味からいへば、日本の国産技術の確立とともに、やはり日本の経済の安定した繁栄のためにも、今度は大きな立場から非常に重要な要素になると思う。私は、こういう点について、もう少し科学技術庁が中心となつて、国内において、ある程度までできておるならばこれを育ててやる、そして、日本の大メーカーも、この技術導入の競争というものを押えて、これを育ててやる、こういうような方針を政策として具体化すべきじゃないかと私は思うのです。こういう点について御意見を伺いたいと思います。

○池田(正)国務大臣 ただいま岡委員から御指摘をいただきました件につきましては、私もかねがねお話を承つております。しかし、それをここで規制するかどうかということになります。と、日本の各会社などの程度までの研究成果を上げておるかということをつかむことが非常にむづかしいのです。特殊な関係を持つておる方ならつかめると思いますが、そうじゃないに、政府なり、あるいは第三者がつかみにくいのです。というのは、御承知のように、これは自由競争で、お

互いに隠し合つてやつておることです。ざいいますから、従つて、日本では、あなたが今御指摘のように、九〇%以上も研究成果が上がつておる、研究の結果が出ておる、いま一步のところまでできているのかかわらず、一方、技術導入をやつておるといふような弊害も起こる危険もあると思います。あるいはあつたのかもしれません。しかし、それを今ここで急にどうしようというためには、日本のそういう個々の民間の――御承知のように、通産省にも試験所があるようでありましてけれども、私は、そこまでいつてないのじゃないかと思う。むしろ民間の方が進んでいるのじゃないか。そうすると、民間の研究所というものがどの程度の成果を上げておるかということと正確に把握した上でない、その措置はそれなつてくるだろう。そういう意味で、私は、そういうふうなことをあらゆる角度から検討した上で、場合によっては、断固たる処置をとらなければならぬということだと思つておる。

○岡委員 その点の一番大きな隘路は、やはり各社が商業上の秘密といつて、自分たちの研究所の成果といふものを隠している。そして、いわゆる共同的研究の措置がとられていない。ふたをあげてみたところがポリプロピレンは九割くらいまで研究がいつておる。おそろく、他の会社もふたをあげてみると、そういうところまでいつておるというので、むだなことをやつておる場合があり得ると思うが、いずれにいたしましても、そういう意味で、外来の技術の導入につきましても、外資審議会に許可の申請があつた場合に、

日本のそういう研究の実態に即して判断し得るような諮問機関でも何でもいんだが、何か置かないと、これまでの繰り返しになりはしないかと思う。そういう意味で、この新技術の開発という立場から、この規制について、何かそういう機関を作る必要があるのではないかと思われるが、原田君あたり何か……

○原田(久)政府委員 岡委員のポリプロピレンの件でございますが、この件は、わが国としても相当重要な問題であるというので、関係各省におきましても慎重な態度で審査いたした次第であります。先刻、わが国でもこのポリプロピレンと競合し得るような技術があるんじゃないか、こういう御指摘がございました。その当該会社にも係員が出向きまして、その技術の実態をよく調べて参りました。その調べました報告によりまして、その技術は、まだ急速に、いわゆる実用化する段階に至っていない、その技術が実用化するまでポリプロピレンの技術を導入するのを待った方がいいかどうかという観点につきまして検討した結果といたしまして、導入はやむを得ないであろうというところになったような次第でございます。

それから、国内の需給関係及び国外に対する輸出の関係でございますが、こういう観点につきましては、それぞれ生産を担当する省が需給関係の調査をいたしまして、その結果を持ち寄りまして、それから、技術的な観点から、先刻申し上げましたような角度で意見を持ち寄りまして、外資審議会の審議の原案を作るといふような作業をした上で、審議会にかけるといふふうに取り扱っております。現状をちょっと申し上げました。

○岡委員 外来技術の導入について、われわれは、ただ全面的に否定するといふのではない。今日までのあり方はあまりひどい。生産政策上という立場からやむを得なかったのかもしれないが、今度は自由貿易を迎えた国産技術の確立という観点から、よほど慎重に、権威ある機関の意見を求めながらその最終的な決定を下す、ぜひそういう取り扱いは、これは内閣としてでもとっていただくように、池田長官の深甚なる御決意のほどをお願いしたい。

それから、理研に設けられた開発部が今日まで委託研究をされた内容についてお聞きいたします。あの内容は、おおむねこれは大企業本位にやったものである。あの開発技術は、中小企業との格差が大きな問題となっており、この新しく開発されてきた技術というものの、あるいは開発しようとする方向が、やはり中小企業の近代化に役立つというふうな方針があつてしかるべきじゃないかと私は思うので、この点についての長官の御所信を伺いた

○池田(正)国務大臣 大会社は御承知のように、だいたい自分自身でも研究機関を持つようになってきたことは大へん喜ばしいことなので、従つて、われわれがねらいとするものは、むしろ、あくまでも中小企業を主体に置いていきたいというのであります。

○岡委員 今日までの開発部の委託研究を先般ちょっと聞きましたが、あれをお聞きすると、ほとんどが大企業本位の技術開発になっておると私は思うのです。

○原田(久)政府委員 前回資本金を一々申し上げましたように、金額にしまして、きつめて小さな資本金しか持っていないところが大部分でございます。しいて大きなところといへば、東洋カーボンの三億というのが一番大きい。あとは数百万程度の資本金のものでございます。むしろ、小さい機関じゃないか、委託先が弱くはないか、こういうような御批判も出るかと思うくらいでございますが、それぞれ新技術という特殊性から考えまして、そういった委託先の会社としても、必ずしも規模の大きなものに限りなくいいのじゃないか、十分熱意を持つて、また、技術もあるというところであれば、中小企業でもいいじゃないかというふうな観点から、今までのものはそういうものを選んだ次第でございます。

○岡委員 研究を委託した会社の大小を言っているのじゃないのです。委託した結果、生まれてきた、いわゆる企業化し得る技術というものは、大経営によつて利用されるものが多いのじゃないか。くす水品の場合くらいは別として、ほとんどそういうものじゃないかと思う。そういう方向に技術開発が進められるというところは、大企業と中小企業との格差問題を拍車する結果になりはしないかというのを私は憂えるのであります。

○原田(久)政府委員 今まで開発を委託しましたうちで、大企業向けというふうなテーマはきつめて数少ないでございます。球状黒鉛鋳鉄というのを東北特殊鋼に委託してありますが、これは

大メーカーが今後開発するテーマになろうかと思ひます。そういうものはございしますが、あとの人工水晶は東洋通信機に委託してあります。これもきつめて小さな規模のものでございまして、ほかで、こういうものをやろうというところは大メーカーにはございせん。それから、石炭を直接原料とする炭素材の製造、これは若大メーカーに近いと思ひますが、あとの固

体分析用二重集束質量分析装置、これは専門メーカーというところに行くのじゃないか。それから、石炭のガス化燃焼装置、これもまたきつめて小さな規模のものでございまして、大メーカーが取り上げるには必ずしも適当なものとはいへないものでございまして、特にニッケル電鍍法による製品の製造などは、まさに中小企業ばかりでございまして、これは大企業は取り扱ひません。それから多層薄膜の光学製品でございますが、これは将来の問題でございまして、今後需要を開拓していくというふうな性質のものでございまして、これもどういふふうに進展するか、大企業オンリーのものかどうかというふうな思いをいたします。そういうふうなものでございまして。

○岡委員 しかし、そうすると、大体人工水晶とニッケルのものですか、あれはプラントとして実際にやつていくには、中小企業ではなかなか私は追いつかないと思ひます。そういう意味で、この新技術開発事業あたりは、もつと中小企業に密着した——中小企業という意味は、規模の大小というよりも、中小企業が専門化、専門工場化という方向において中小企業の立ち行く道を見出していく、そのための技術

開発というふうなことを、よほど重点的に政策として進めていく必要がある。そういう点を、十分一つ運営の上で注意してもらいたい。

それから、科学技術庁の方で助成金等を出されて、地方に発明センターというふうなものができておる。こういう地方的な科学発明関係のセンターと中央との体系的な連絡というか、協力というふうなものについてはどういふことになっておりますか。

○原田(久)政府委員 今まで、地方発明センターとしましては京都、広島、本年度は兵庫、新潟にセンターを置くことにしております。それぞれ補助金を交付する予定にしておりますが、地方センターは、何か中央に機構があつて、その地方機関という形であるわけではなくて、それぞれの地方において発明者に便利を供与し、あるいは施設を設けるといふような要望の強い、濃度の高いところを中心にしたしまして、地方の要望に基づいて補助金を交付するという態勢をとっております。そういうわけでありまして、特に中央、地方というふうな特別の組織があるわけではございません。

○岡委員 新しい技術開発という角度から地方の発明センターを持つというが、地方にはやはり伝統的な産業があり、それに伴ういろいろな発明——発明までいかな創意工夫も実つておるだらうし、また、発明としてりっぱに実つたものもあるだらう。しかし、これをやはり技術として普及されていくような方向に向けて、事業団あたりが手をつけていくべきではないか。地方の発明センターだけではなかなかやりがたいと思うのですが、いつてみれば

七

科学博物館的な実情のようにも考えられるので、地方の伝統的な特殊の産業の中に生まれておる創意工夫、発明というふうなものを技術化していく、そういう方向への政策があつてしかるべきだと思ふ。この事業団が、大学の研究室におけるプロフェッサーの編み出されたアイデア以外に、そういう地方における長い歴史的な伝統に鍛えられた発明というふうなものも技術化していく、こういうふうな技術もあつてしかるべきだと思ふ。そうあつてこそ、地方の発明センターというものが単に孤立的なものではなくて、新技術開発という国の大きな政策と結びつく。ただこれが地方に補助金をやったり、その方の運営は地方庁にまかせておくということでは、ほんとうの技術開発にならない。発明センターの名に對しても、そのような顧慮があつてもいいのではないかと思ふわけです。

○原田(久)政府委員 地方の発明センターは、岡委員の言われたような趣旨で、地方の発明家が共同化して研究する施設があるといひ、特に、地方色豊かなものを取り上げるためには、その地方にそういう研究施設があることは非常によろしい、そういう角度から、研究施設を設けるとともに、特許文献であるとか、その他関係した資料などもそこに集まるようにしておきます。それから、特許の出願などの手続的な問題についても相談に乗れるように、あるいは必要な講習会、講演会等もその地方で開かれるように、あるいはその地方の特産物を中心にしまして展示室を設けてまして、そこを観覧することによって啓発するというような機能も持ったものを地方発明センターと呼ん

でおりまして、そういうものが、先刻申し上げましたように四カ所できるわけでありまして。それは各地方々の事情によつて、御要望によつて作つて参りたいというふうに、漸次全国的にそういうものを作つていくことを誘導して参りたい、そういうふうに考えております。

○岡委員 以上、事業団に關連して、特に強調をして善処願ひたい点は、第一は、外来技術の導入については、単なる産業政策という観点でなくて、産業技術の確立という観点において、もつと適正なコントロールを与え得るような組織と運営が望ましい。それから第二には、事業団にいたしまして、これからの新しい技術開発政策にしても、これが大企業本位にならないように、中小企業をその技術を中心とする専門工場化する、あるいはまた、その他の方途によつて中小企業の必要とする技術開発の方向に技術政策を振り向けていただきたい。それから第三には、中央、地方を通じた、まとまつた体系として、特に地方の特殊産業にある埋もれた発明といったようなものを、技術として開発するということの顧慮をぜひ一つ持つていただかなければならぬと思ひます。そのほか他の問題もありませんが、私は、この程度で質問を打ち切ります。

○山口委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

科学技術振興対策特別委員会議録第六号中正誤

ページ 行 誤 正
一 二 終り三 連合審査会 連合審査会
申し入れ 開会申し入れ